

2025年4月28日

株主各位

東京都港区赤坂三丁目7番13号
株式会社アエリア
代表取締役社長 小林 祐介

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年4月16日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数 普通株式 114,000 株
2. 処分株式の割当方法 第三者割当ての方法による
3. 処分株式の払込金額 処分株式1株につき金 247 円
※東京証券取引所における当社普通株式の、取締役会決議日の前取引日（2025年4月15日）の終値である 225 円と、条件決定日の前取引日（2025年4月22日）の終値である 247 円の、いずれか高い方の金額。
4. 払込金額の総額 金 28,158,000 円
5. 現物出資財産の内容及び価額 2025年4月16日開催の当社取締役会の決議に基づき、下記6.記載の当社の取締役4名及び従業員8名に支給される当社に対する対象取締役向け金銭報酬債権及び対象従業員向け金銭債権の合計 28,158,000 円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権又は金銭債権の額は金 247 円）を現物出資の目的とする。
6. 処分先 当社の取締役（社外取締役を含みます。）
4名 99,900 株
当社の従業員
8名 14,100 株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日 2025年5月15日

以上